

## 住民税非課税世帯支援給付金のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し、住民税非課税世帯支援給付金を支給します。

**支給対象世帯**：令和5年6月1日(基準日)において、**世帯全員**の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

**支給額**：1世帯あたり3万円(1回限り)

**支給時期**：市が確認書または申請書を受付した日から4週間程度

**申請期限**：令和5年11月15日(水)まで

**手続方法**：①世帯のすべての方が令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合  
令和5年8月14日付けで送付した給付要件確認書を社会福祉課へご返送ください。

②世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

申請書及び添付書類を社会福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は社会福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送請求いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

**【添付書類】**

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- ・令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する非課税証明書
- ・振込先の口座番号や名義人がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し)

**問合せ先** 社会福祉課 給付金コールセンター

☎0120・313・317 FAX444・1074

## 特定工場をお持ちの事業者の皆様へ 工場敷地内の緑地基準等を緩和しました。

あま市工場立地法地域準則条例を令和5年6月29日より施行し、工場立地法による緑地等の設置基準を緩和しました。事業の拡大や新規立地の際にぜひご活用ください。

○対象

敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積が3,000㎡以上の製造業等に係る工場又は事業所(特定工場)

○市が定める基準

対象区域における緑地・環境施設※1の敷地面積に対する割合や重複緑地※2の基準を、国が定める基準に代えて下記のとおり定めます。

対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率※3
準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内
工業地域	5%以上	10%以上	
市街化調整区域	5%以上	10%以上	

※1 環境施設…緑地や修景施設・屋外運動場等

※2 重複緑地…屋上緑化、壁面緑化及び緑化駐車場等

※3 重複緑地算入率…緑地面積に含めることが出来る重複緑地の割合

○あま市工場緑化に関するガイドライン

緑地基準の緩和に合わせて、工場緑化に関する市の考え方を示したガイドラインを策定しましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎基準・ガイドラインの詳細、届出のご相談については、企業誘致対策課へお問い合わせください。

**問合せ先** 企業誘致対策課 ☎444・1372 FAX441・8387